

1. 政策及び15年度重点施策等

政 策	中小企業金融の円滑化
15年度 重点施策	意見交換会等での要請 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの活用
参考指標	収集情報の状況（受付件数）

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること
重点目標	企業金融が円滑に行われること

3. 政策の内容

バブル経済の崩壊以降、長期間にわたって景気の低迷が続く中、金融機関について、その融資態度を必要以上に萎縮させているのではないかという、いわゆる「貸し渋り」問題が指摘されてきました。これに対し、政府としては、これまで、信用保証協会等の信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充など様々な措置を講じてきており、平成14年10月の「金融再生プログラム」においても、主要行の不良債権処理によって、我が国企業の大宗を占める中小企業の金融環境が著しく悪化することのないよう、各種のセーフティネットを講じることとしたところです。

現在、中小企業を巡る金融環境は、なお厳しい状況にあるため、このような状況下、金融庁としては、地域や中小企業に必要な資金を行き渡らせるべく、中小企業金融の円滑化に向けた様々な施策に取り組んでいるところです。

4. 現状分析及び外部要因

金融庁では、以前より中小企業金融の円滑化に向けて、様々な対策に取り組んでいます。中小企業に対する金融機関の貸出態度の指標である日銀短観（平成16年6月調査）の「（中小企業に対する）貸出態度判断 D.I.」（D.I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比）は+2と、15年第1四半期から6四半期連続して改善し、9年9月調査（+9）以来

6年9ヶ月振りにプラスとなったところです。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

意見交換会等での要請

金融機関代表者との意見交換会（年末、年度末）において、金融担当大臣から、民間金融機関及び政府系金融機関の代表者に対し、健全な中小企業への資金供給の円滑化を要請しました。

また、金融庁と金融機関団体との意見交換会（原則毎月開催）において、金融庁幹部から、各金融機関の代表者等に対し、健全な中小企業への資金供給の円滑化を要請するなど、機会ある毎に要請を行いました。

貸し渋り・貸し剥がしホットラインの活用

金融庁は、平成14年10月より中小企業などの借り手の声を幅広く聞くために貸し渋り・貸し剥がしホットラインを設け、寄せられた情報を検査・監督に活用しています。

金融機関全般に関する活用としては、寄せられた情報を参考に、15年7月に「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」（本ガイドラインは、その後「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に織り込み済み）を制定しました。また、15事務年度の検査においては、上記事務ガイドライン等を踏まえ、特に借り手企業に対する説明責任の履行状況等の重点的検証を行いました。更に、寄せられた情報を参考に、金融機関に対して、中小企業金融の円滑化や顧客への十分な説明態勢の確立、相談・苦情処理機能の強化等を要請しました。

個別金融機関に関する活用としては、寄せられた情報を基にヒアリングを行った結果、監督上確認が必要と認められた金融機関に対して、銀行法第24条等に基づく報告を徴求しました。また、寄せられた情報等を参考とした検査の結果、問題があると認められた金融機関に対しては、銀行法第24条等に基づき、その改善措置に関する報告を徴求しました。

その他の中小企業金融の円滑化に向けた取組み

ア．リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化

15年3月に策定した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、中小・地域金融機関に対して、15年度～16年度の2年間で「集中改善期間」としたうえで、創業・新事業支援機能や取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化、早期事業再生に向けた取組み等、中小企業の再生と地域の活性化に向けた取組みを推進し、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化を図ることを促しました。

イ．金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂

14年6月に策定した金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の内容がより中小企業等の実態に即したものとなるよう、金融機関や中小企業側からのヒアリング等を踏まえ、16年2月に金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂しました。

ウ．資本増強行の中小企業向け貸出の増加計画

中小企業向け貸出の増加計画が未達となり、中小企業向け貸出が減少している公的資金増強行に対しては、必要に応じ、業務改善命令を発出するなど厳正に対処し、目的達成に向けた取組み努力を促しました。

エ．与信取引に関する顧客への説明態勢の整備

15年7月に「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」を制定し、貸し手の責任において整備すべき与信取引に関する説明義務及びそれを補完する相談苦情処理機能について、当局が金融機関の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して示しました。

地域再生計画

16年2月に策定された「地域再生推進のためのプログラム」では、「地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中、連携して実施する」観点から、「産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」に向けた働きかけを国の支援措置の一つに挙げています。これを受けて、本支援措置に係る地域再生計画が既に2件認定されており、今後、関係機関の連携による事業再生の促進を図っていくことになっています。

(2) 評価

意見交換会等での要請

各金融機関の代表者等に対し、健全な中小企業への資金供給の円滑化を要請することで、中小企業金融の円滑化を促しました。

貸し渋り・貸し剥がしホットラインの活用

貸し渋り・貸し剥がしホットラインに寄せられた情報を検査・監督に活用することで、中小企業金融の円滑化を促しました。

【資料1 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付件数】

14年10月(開設時)～16年6月末の受付件数	1,487件
うち15事務年度の受付件数	602件

5.(1)のとおり、意見交換会等での要請、貸し渋り・貸し剥がしホットラインの活用、その他の中小企業金融の円滑化に向けた取組み、を行った結果、金融機関の「(中小企業に対する)貸出態度判断D.I.」(日銀短観16年6月調査)は+2と、15年第1四半期から6四半期連続して改善し、9年9月調査(+9)以来6年9ヶ月振りにプラスとなったところです。

【資料2 日銀短観(16年6月調査)「(中小企業に対する)貸出態度判断D.I.」(有効回答社数4,767)の推移】

(四半期ベース)

14/9	14/12	15/3	15/6	15/9	15/12	16/3	16/6
10	10	9	8	5	4	2	+2

(注1) D.I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比

(注2) 16/3から調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、また、調査対象社数を増加している。

6 . 今後の課題

- (1) 中小企業金融の円滑化に向けて、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めることなどについて、金融機関との意見交換等の場において引き続き要請するとともに、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報の十分な活用努めるほか、検査マニュアル別冊〔中小企業編〕の周知徹底を図り、同別冊に基づく中小企業の経営実態に即した的確な検査に努めるなど、適時適切な施策を行う必要があります。
- (2) 平成 17 年度において、上記の検査等の実施のため、機構定員要求を行う必要があります。

7 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、(中小企業金融の円滑化に向けた) 取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9 . 注記 (政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、日銀短観の「(中小企業に対する) 貸出態度判断 D.I.」等を参考に、把握に努めました。

〔使用資料等〕

・日銀短観の「(中小企業に対する) 貸出態度判断 D.I.」

10 . 担当部局

監督局 総務課、総務課協同組織金融室、銀行第 1 課、銀行第 2 課、総務企画局 政策課、検査局 総務課